新型コロナウイルス感染症治療確認書

学籍番号 :

氏 名:

新型コロナウイルス感染症にり患した場合は、解熱剤を使用していなくても解熱して、 出校の目安となる状態に至ってから出校してください。

感染症名	出校の目安 目安の状態			
	発症した後5日を経過し、かつ、	いる	いない	
	症状軽快した後1日を経過した後。			
	(発症から6日目、症状軽快日から2日目)			

出席停止期間 : 年月日~ 年月日

必要事項を記入した本書と、新型コロナウイルス感染症にり患したことを示す書類(医療機関が発行した検査結果、診療証明書、薬剤情報提供書等)を学生課へ提出してください。

<参考>新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

出席停止期間:発症した日を0日と数えて、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

下の表を参考に発症日からの日数を計算してください。 〇 出校可能 ×出校不可

発症から	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症した後5日を経過し									
1日目に症状軽快	発症	症状軽快	×	×	×	×	0	0	0
2日目に症状軽快	発症	ф	症状軽快	×	×	×	0	0	0
3日目に症状軽快	発症)	症状軽快	×	×	0	0	0
4日目に症状軽快	発症				症状軽快	×	0	0	0
5日目に症状軽快	発症					症状軽快	×	0	0
かつ、症状軽快した後一日を経過するまで ◆									

- 1. 発症とは、病院を受診した日ではなく、発熱など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
- 2. 1日の中で発熱と解熱があった日は発熱日となります。解熱した後2日とは解熱した日を0日と数えます。解熱は37.0℃以下と考えてください。

公欠届・治療確認書は出席停止期間を終えてから1週間以内に学生課へ提出してください。